様式第１号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

小規模修繕契約希望者登録申請書

（あて先）八戸市長

　　　八戸市が発注する小規模修繕について、契約希望者の登録を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地又は住所 | 〒　 -　　　　　八戸市 | |
| フリガナ |  | |
| 商号又は名称 |  | |
| フリガナ |  | 申請・使用印(※) |
| 代表者職・氏名 |  |  |
| 電話番号 | 0178-　 　　　　　　　　（携帯　 　　　　　　　　　） |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |

　　※申請・使用印は見積書、請書、請求書等に共通して使用する印鑑を押印してください。

**【登録を希望する修繕の種別】**　※裏面の別表を参考に、５種別以内で記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番 号 | 登　録　希　望　種　別 | | 許可・免許等を有する場合、  その種類・名称 | 経 験  年 数 |
| 登録種別 | 修繕内容 |
| １ |  |  |  | 年 |
| ２ |  |  |  | 年 |
| ３ |  |  |  | 年 |
| ４ |  |  |  | 年 |
| ５ |  |  |  | 年 |

　　※許可・免許等を有する場合、その内容がわかる**証明書等の写し**を添付してください。

別表（第３条関係）　　小規模修繕の種別

|  |  |
| --- | --- |
| 登録種別 | 主な修繕内容の例 |
| 大工 | 木材の加工又は取付けによる工作物修繕、又は工作物に木製設備を取り付ける修繕 |
| 左官 | 工作物に壁土、ﾓﾙﾀﾙ、漆くい、ﾌﾟﾗｽﾀｰ、繊維等をこて塗り、吹き付け、又ははり付ける修繕 |
| とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ | 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のｸﾚｰﾝ等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を伴う修繕、くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う修繕、土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う修繕、ｺﾝｸﾘｰﾄにより工作物を築造する修繕 |
| 石 | 石材（石材に類似ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの及び擬石を含む）の加工又は積方による工作物の修繕、又は工作物に石材を取り付ける修繕 |
| 屋根 | 瓦、ｽﾚｰﾄ、金属薄板等により屋根をふく修繕 |
| 電気 | 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等の修繕 |
| 管 | 冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備の修繕、又は金属等の管を使用して水、油、ｶﾞｽ、水蒸気等を送配するための設備の修繕 |
| ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ | 工作物にれんが、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ、ﾀｲﾙ等を取り付け、又ははり付ける修繕 |
| 鋼構造物 | 形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てによる工作物の修繕 |
| 鉄筋 | 棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる修繕 |
| 舗装 | 道路等の地盤面をｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ、砂、砂利、砕石等で舗装する修繕 |
| しゅんせつ | 河川、港湾等の水底をしゅんせつする修繕 |
| 板金 | 金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製等の付属物を取り付ける修繕 |
| ｶﾞﾗｽ | 工作物にｶﾞﾗｽを加工して取り付ける修繕 |
| 塗装 | 塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗り付け、又ははり付ける修繕 |
| 防水 | ｱｽﾌｧﾙﾄ、ﾓﾙﾀﾙ、ｼｰﾘﾝｸﾞ材等によって防水を行う修繕 |
| 内装仕上 | 木材、石膏ﾎﾞｰﾄﾞ、吸音板、壁紙、畳、ﾋﾞﾆｰﾙ床ﾀｲﾙ、ｶｰﾍﾟｯﾄ、襖等を用いて内装仕上を行う修繕 |
| 機械器具 | 機械器具（ﾌﾟﾗﾝﾄ設備、集塵機器、給排気機器、舞台装置等）の修繕 |
| 熱絶縁 | 工作物又は工作物の設備を熱絶縁する修繕 |
| 電気通信 | 有線・無線電気通信設備、ﾈｯﾄﾜｰｸ設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備の修繕 |
| 造園 | 整地、樹木の植栽、景石の据付け等による庭園、公園、緑地等の苑地の修繕、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する修繕 |
| さく井 | 井戸施設又は揚水設備の修繕 |
| 建具 | 工作物に木製又は金属製の建具を取り付ける修繕 |
| 水道施設 | 上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設の修繕又は公共下水道等の処理設備の修繕 |
| 消防施設 | 火災警報設備、消火設備、避難設備、若しくは消火活動に必要な設備の修繕 |
| 清掃施設 | し尿処理施設又はごみ処理施設の修繕 |
| その他 | 上記に該当しない修繕 |